

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 8 月 7 日現在

機関番号：24402

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2012～2013

課題番号：24820034

研究課題名(和文) 中世後期イタリア都市における司法と政治

研究課題名(英文) Justice and Politics in Medieval Italy

研究代表者

中谷 惣 (Nakaya, So)

大阪市立大学・大学院文学研究科・博士研究員

研究者番号：10623390

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円、(間接経費) 690,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、共和制からシニョリーア制、寡頭制への移行期のイタリア都市において、公権力としてのコムーネの性格がいかに変化したかを司法面から明らかにすることであった。各年1カ月程度、イタリアの文書館に赴き、裁判記録簿や議会議事録の調査、収集を行った。そこからは司法をめぐる政府や裁判官、市民らの実践によって、司法と政治とのバランスが後者に傾いていく様子が明らかになった。この成果は国内外の学術雑誌においてまもなく公表される予定である。

研究成果の概要(英文)：This study aims to explore the character of the Italian Commune as a city government, while concentrating on practice of justice. By considering the court records and registers of city council which were conserved in Archive of Lucca, I revealed that various practices by citizens in the courts and the council stimulated the expansion of the politics.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・ヨーロッパ史・アメリカ史

キーワード：中世イタリア

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、中世後期の北中部イタリア都市の、統治権力たるコムーネ（自治共同体）の特質とその変化を、司法面から解明することを目的とした。これは申請者がここ数年行ってきた研究の延長線上に位置するものである。これまでイタリアの十数か所の文書館で裁判記録簿の保存状況を調査し、トスカーナ西部の都市ルッカにおいて、民事と刑事双方の裁判記録簿が膨大に残されていることを明らかにした。その後、研究がほぼ皆無であった民事裁判を対象に、未刊行の裁判記録簿を数年間分析し、以下のことを明らかにしてきた。

(1) 14世紀前半のルッカの裁判記録簿の調査から、多くの市民が民事の案件において法廷を利用していたこと、そして法廷の論争では訴えの内容よりも相手の資格（税の未納や追放令の状態等）や手続き上の瑕疵に議論が集中していたことを明らかにした。当事者がこうした瑕疵を責め立てていたのは、形式を重視する法学者の助言を念頭に置いた戦略であったのだが、当事者のこのような実践は結果的にミスを見逃す法廷役人の態度を改めさせ、コムーネの制度を正常に機能させる上で重要な役割を果たしていたことが考えられる。

(2) 市民の司法実践は、領域内での民事的な権利の保護を責務とするコムーネの公権力としての性格を特徴づけてもいた。法廷で裁判官が発布する不動産司法命令は本来、コムーネが市民間での権利関係を確定するためのひとつの制度であった。しかし訴訟当事者はそれを土地の占有に入る手段として戦略的に利用していた。土地の権利関係が不明確で、土地の実質的な支配を行うことに一定の重要性がおかれていた社会において、当事者は司法命令にそうした社会での実践と同様の機能を見出していた。こうした市民による司法利用の中で、コムーネは市民の権利を絶対的に確定し保護する権力ではなく、社会において必要な決定を与える権力体として利用され、形作られていた。

## 2. 研究の目的

以上の14世紀前半の民事司法の分析から、制度的には近代国家に比類しうる外観を持った中世後期のコムーネが、当局役人ではなく市民の司法実践によって機能化し、権力体としての性格を社会の中でつくり上げていた様子が浮かび上がってきた。こうしたコムーネの性格は中世から近世への政治的变化と関係して、その後、どのように変容していったのであろうか。ルッカでは共和制の後、1342年のピサの支配、1370年のピサからの独立、1400年のグイネージのシニョリーア支配、1430年の寡頭制開始という過程を辿

る。こうした共和制からシニョリーア制・寡頭制への移行、すなわち少数の人間への権力集中という現象は、北中部イタリアで広く見られた現象であり、一般に同時期に都市の国家的な性格は強まるとされている。ルッカの場合、この政治的変遷が市民の権利保護と治安維持という司法の領域でどのような意味を持ったのか、そしてそれが司法の実現を通して統治体として存立しているコムーネの性格にどのような影響を与えたのか、これらの点を検討した。

## 3. 研究の方法

14、15世紀の司法に焦点を絞りコムーネの公権力の特質を解明する本研究では、イタリア・ルッカ国立文書館における、裁判記録簿、都市条例、議事録、法令集等の手書き史料の分析をその基礎とした。各年、1カ月程度、ルッカ文書館で史料調査、分析、収集を行った。史料を写真データの形で持ち帰り、日本でも研究を進めた。史料分析においては、裁判の件数など数的データを取りながら全体的な傾向をつかみ取るとともに、法廷での議論や判決、評議会での決議、法令に関して詳細に内容を分析した。

## 4. 研究成果

### (1) 民事司法の変化について

まず、ルッカの中心的なコムーネの法廷であるポデスタ法廷に関して、1350年から1430年までの民事裁判の訴訟数を調査し、訴訟数の変動から市民の司法利用の状況を把握した。その後、政治体制ごとに（ピサ支配下、グイネージ支配下など）1、2年間分（1336年、1356年、1396年）を抽出し、裁判記録簿を詳細に読み込んだ。訴え、出廷状況、法廷での議論、提出された証拠、判決までの全過程を史料から分析しパソコンにおいてデータを整理した。また、これまで蓄積してきた14世紀前半のデータと比較し、市民の具体的な法廷利用のあり方の変化を把握し、市民間の権利の問題でコムーネが果たした役割を動的に明らかにすることを試みた。

その結果、14世紀から15世紀にかけて、法学者による法形式主義的な裁判から、裁判官の自由裁量にたよる裁判へとという大きな変化が存在していた可能性が明らかになった。

この成果は、「紛争解決制度化の比較史前近代における「裁判」と「裁判外」研究会（秋田大学、2012年8月25日）において「中世イタリア都市の公証人と裁判」という題目で報告した。また「裁判からみた『新しい世界史』の試み」研究会（東京大学、2012年10月8日）においても「中世イタリア都市における契約と裁判」という題目で報告した。

## (2) 刑事司法について

14世紀から15世紀にシニョリーア制や寡頭制という少数の人間に権力が集中する時期は、公的な刑事司法が組織化され、より強制力のある統治がおこなわれる時期と一般に想定されている。これを念頭にルッカでの実際の刑事裁判の事例を分析した。

まず、刑事の裁判記録簿を基に、14、15世紀の刑事裁判の実態を把握した。民事司法の場合と同様に、訴訟数の推移を統計的に明らかにした後、いくつかの年を選び、記録簿を詳細に読み込み、具体的にデータを分析した。起訴内容、裁判の形態、被害者からの告訴( *accusa* )か、法廷による職権での訴追と審問( *inquisitio* )か、街区の役人による告発( *denuncia* )か、裁判での議論、裁判の過程、判決、刑罰の内容に注目してデータを整理した。犯罪の種類と判決内容、訴えの形態との間の相互関連についても検討した。さらに、文書館に保存されている刑事裁判の判決集を用いて、判決がなされた後の実際の刑の執行状況を検討した。そして刑に服した者と服さなかった者との割合や犯罪の種類との関連、恩赦などでの刑の減免の状況についても検討を加えた。

ルッカの刑事裁判の変化の背景について、政治体制の移り変わりや政治指導層(執政機関アンツィアーニや評議会、グイネージ)の司法政策と関連付けて検討した。特にアンツィアーニの決議録、評議会の議事録、グイネージの法令集を中心に、刑事司法関連の法規定を調査した。ここからは、ピサの支配下と共和国時代において裁判が終了した後も議会への嘆願と恩赦の付与という道ができ、人びとはそれに大きく頼っていたことが明らかとなった。こうした市民の実践は、法廷から政治の場へ、司法から政治へという動向を一層加速させたことがうかがわせる内容であり、今後より研究を深める価値のある点であると考えられる。

以上の内容については、関西中世史研究会において「中世後期イタリアの司法と政治

自由裁量、恩赦、例外」という題目で報告したほか、ブラッチェル教授の退官記念論集に( *The Southern African Journal of Medieval and Renaissance Studies*, Special edition ( *Essays in Honour of Dr M.E. Bratchel* ), in press (2014) )において、「14世紀ルッカにおける恩赦と政治の拡大" *The gratia and the expansion of politics in fourteenth-century Lucca* 」という题目的論文を寄稿している。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

SO NAKAYA, " *The gratia and the expansion*

*of politics in fourteenth-century Lucca* ", in *The Southern African Journal of Medieval and Renaissance Studies*, Special edition ( *Essays in Honour of Dr M.E. Bratchel* ), in press (2014 予定)(査読なし) ページ数未定。

〔学会発表〕(計 3件)

中谷惣「中世イタリア都市の公証人と裁判」(科学研究費補助金「紛争解決制度化の比較史 前近代における「裁判」と「裁判外」」研究会、秋田大学、2012年8月25日)

中谷惣「中世後期イタリアの司法と政治 例外、自由裁量、恩赦」関西中世史研究会(2012年10月27日、於京都大学)

中谷惣「中世イタリア都市における契約と裁判」(「裁判からみた『新しい世界史』の試み」研究会(科学研究費補助金(基盤研究S)「ユーラシアの近代と新しい世界史叙述」、東京大学、2012年10月8日)

〔図書〕(計 1件)

中谷惣「第8章イタリアの都市社会」および「コラム8」藤内哲也編『はじめて学ぶイタリアの歴史』ミネルヴァ書房、2014年予定(査読なし)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等  
<http://sonakaya.jimdo.com/>

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

中谷 惣 (Nakaya So )  
大阪市立大学・大学院文学研究科・博士研究員

研究者番号：10623390